時事新報

何ぞ其れ遲きや

我日本國にて全國縱横に鐵道を敷設するの必要あるは今更論を待たざるとにして誠苟も鐵道に及べば其工事の官たり民たるを問はず我輩は唯其之を敷設するの神速ならんとを希望するものなり然るに畏きよ我國にて私設鐵道論の勃起せし以來今日に至るまで凡そ一箇年餘の歲月を閱し其間兩毛鐵道、奈城鐵道、山陽鐵道、九州鐵道、越後鐵道、大坂鐵道等種々私設の義を出願せるものあり其發起株主の面々を見れば國中有名の紳士紳商にして工事の測量、運送貨物の多寡等既に夫れ〳〵の調査手續を爲して始めて出願に及びたるとあればマンザラ書生流の計畫とも思はれずイザ左らば政府よ於ては速に其着手と促す可き筈なるに事業社會に在ては千萬貴重なる一箇年餘の歲月を費して今日尙未だ公然たる許可を得ざるは果して何等の由緣あるや左りとは我輩の甚だ遺憾とする所なり西洋諸國には各國夫れ〳〵の鐵道政策なるものある由よて例へば英國にては鐵道敷設と以て一に之を私立の會社に任じ政府は僅に其大體を監督するに過ぎざれ共獨逸にては正しく其反對よして鐵道は唯政府の手のみを以て經營し之を私立會社に委せず其他佛蘭西、伊太利等にては政府よて敷設するものあり或は保護を與ふるものあり或は又全く私立に任するものもありと云ふ蓋し彼の獨逸國が鐵道と官有に屬するたるは經濟上の考に非ずして重もに軍國攻防の都合よ出でたるものなれば我輩は漫に之と非とせざれども四面環海、陸戰の必要を感せざる我國狀に於て軍國變通の爲めよとて政府の手ばかりにて鐵道と所有せんとするは今の我國の實際に適せざるものゝ如し且つ鐵道は公共の事業にして假令へ之と私立にするも起業を可否する事、人畜物品の運賃の最高額を定む事、郵便及び軍事の爲め特ゑ若干の負擔に任せむる事等の個條は鐵道會社に對する政府の特權とも稱す可きものよして何れの國の鐵道條例にも此等の個條あらざるはなし故よ我國にても追て編制する鐵道條例中よは必ふず之と特記するとあらんなれば全國鐵道の一部分を拳ゲて之と私立會社に任ずるも一旦事急あるよ臨んで政府の間を缺くなどの心配は萬々ある可ふざるなり斯くて我國の鐵道政策に於て私立敷設を許可するに不都合なりとすれば須らく速に之を許可まて少しも早く其工事に着手せしむると肝要あらん或は我政府にては目下私立鐵道條例編制中にして條例いよ〳〵成るべき之れに照らして其工事を許可するならんと云ふものあり如何さま鐵道の世の中に鐵道條例あるも不都合あらんなれば之を編制すると肝要あらんと雖ども鐵道政策の大體に於て既ゑ私立を許可するの精神あらんには私立鐵道發起人よ向て先づ其要領と論して其起業を許可ゑ量き扨て其後にて徐ゑ條例を編成するも事の順序に於て別よ不都合はあかる可きあり蓋し鐵道の始めて此世界に現出そるに當りて先づ之と敷設ゑる國々にては萬端無經驗の事あれば其條例を編成するに種々考案を要しさると勿論ゑして千八百三十年英國リバプール及マンチェスターの間よ鐵道を敷設したる其當座は鐵道の工事は一時運河船渠會社等の例に據りて先づ上下兩院の許可を受け政府は其都度會社の進率す可き箇條を總するとにして千八百四十年、四十二年四十四年、五十四年及び七十三年の諸鐵道條例を待て始めて今日の條例を成ゑたるものありと云へば當時立法家の苦心想ひ見る可く讀て之を編成するに多くの時日を費ゑたるあらんと雖ども我國にて今日鐵道條例を設けんとするには起業の手續監督の方法等之を先進各國の實例に照して其利害可否を判斷そるとを得べければ其編成甚だ容易ある可きなり意ふに目下全國各地の鐵道發起者より出願したる諸工事は早晩政府の許可を得ると必然ある可しと雖ども いよ〳〵許可の沙汰を得るまでは發起者諸氏もレールの買入、枕木の注文等工事の實際に關する部分を準備するに由なく目下春芽と發し來りゑる鐵道事業として爲めよ大に凋喪せしむるの恐なきを得ず即ち今我輩が我政府の其向きの者に對して私立鐵道の許可何ぞ其れ遲きやの一言を呈する所以なり

官報

○大藏省告示第四十四號

本年三月富省告示第二十九號ニ據リ起業公債證書ヲ以テ整理公債證書ニ交換センコトヲ望ム モノアルトキハ該證書ノ裏面ニ第一國立銀行若クハ三井銀行本支店又ハ代理店ノ證印ヲ受ケ之ヲ日本銀行本支店又ハ代理店ヘ持參シ其交換ヲ請求スヘシ、但起業公債ニ屬スル利子ハ本文ノ證印ヲ受クルノ時其月マテノ分ヲ月割ヲ以テ拂渡スモノトス

明治二十年四月十四日　大藏大臣伯爵松方正義

○警察令第六號

圊圄芥溜下水取締規則左ノ通相定メ明治二十年六月一日ヨリ施行シ明治十二年(一月)甲第四號布達圊構造並尿尿汲取規則及本則ニ牴觸スル達等ハ施行ノ當日ヨリ廢止ス但在來ノ圊圄芥溜下水ハ改造ノ節本則第二章ノ各條(第六條ヲ除ク)ニ從フヘシ

警視總監　三嶋通庸
東京府知事　高崎五六

明治二十年四月十四日

圊圄芥溜下水取締規則

第一章　通則

第一條　本則ニ於テ圊圄芥溜下水ト稱スルモノハ都テ宅地内ニ在ルモノヲ云フ○第二條　本則ハ十五區及四宿(品川千住板橋新宿ヲ云フ)ニ適用スヘキモノトス○第三條　本則第二章ノ各條(第六條ヲ除ク)ニ係ルモノハ新設改造ニ論ナク其着手前落成後ト雖モ所轄警察署ニ屆出ツ可シ

第二章　構造

第四條　圊圄ハ左ノ各項ニ從ヒ構造ス可シ

一　圊圄ハ堅牢ナル地ハ地盤ニ據リ三寸以上ヲ高クシ用水ノ流入ヲ防ク可シ、二　圊圄踏板下ノ周壁ハ石材煉化石又ハ厚板(「ペンキ」又ハ「コールタール」ヲ塗リタルモノ)ヲ以テ構造スヘシ、三　屎尿壺ハ内外ニ釉藥ヲ施セタル甕又ハ不滲透質(「セメント」「コンクリート」ノ類)ノ材料ヲ以テ構造スヘシ、四　屎尿壺ノ周邊ハ厚サ三寸以上ノ「コンクリート」ヲ以テ構造シ尿尿ノ壺中ニ流下スヘキ勾配ヲ付スヘシ、五　便器ヲ牀下ニ入レ時々交換スヘキ裝置ヲナシタル圊圄ノ底面ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ構造スヘシ

第五條　芥溜ノ底部ハ石材煉化石(其接際ハ「セメント」「コンクリート」等ヲ以テ密着セシモノ)厚三寸以上ノ「コンクリート」等ヲ以テ敷設スヘシ、二　芥溜ノ側圍ハ石材煉化石又ハ厚板ヲ用ヒ其掃除口ハ厚キ揮シ蓋ヲ用ユヘシ、三　芥溜ノ上部ニハ雨除ケヲ設クヘシ

第六條　前條ノ芥溜所ヲ設ケサルモノハ煮又ハ搗箕ニ溜メ置ク可シ○第七條　下水ハ左ノ各項ニ從ヒ構造ス可シ

一　暗渠ハ石材煉化石「セメント」「コンクリート」ヲ以テ包裏スヘシ、二　露渠ハ石材煉化石「セメント」敲内外ニ釉藥ヲ施シタル陶管ヲ以テ弗形若クハ圓形ニ造ルヘシ但其接際ハ「コンクリート」ヲ以テ包裏スヘシ、三　尿尿壺ハ内外ニ釉藥ヲ施シタル甕又ハ不滲透質(「セメント」「コンクリート」ノ類)ノ材料ヲ以テ構造スヘシ、四　尿尿壺ノ周邊ハ厚サ三寸以上ノ「コンクリート」ヲ以テ構造シ尿尿ノ壺中ニ流下スヘキ勾配ヲ付スヘシ、五　便器ヲ牀下ニ入レ時々交換スヘキ裝置ヲナシタル圊圄ノ底面ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ構造スヘシ

第八條　暗渠露渠ノ別ナク其幅員深淺ハ承ケタル所ノ水量ニ應シ且適宜ノ勾配ヲ付ス可シ

第三章　掃除

尿尿ハ壺内ニ充溢セサル樣時々汲取ル可シ○第九條　尿尿運搬時限ハ日沒ヨリ日出迄トス但運搬人ハ提燈ヲ携フ可シ○第十一條　尿尿ノ運搬ハ堅牢ナル蓋ヲ用ヒ且緻密ナル蓋ヲ爲ス可シ○第十二條　尿尿ハ堆積セサル樣時々掃除ス可シ○第十四條　塵芥ノ運搬ニハ蓋付ノ容器ヲ用ヒ途上ニ散逸セシム可ラス○第十五條　塵芥ハ定メアル場所ニ非レハ之ヲ投棄ス可ラス○第十六條　下水ニハ魚鳥臓骨瓦礫塵芥等ヲ投棄ス可ラス○第十七條　下水ハ毎年夏季ヲ除クノ外二回以上浚渫スヘシ但泥土塵芥等ノ疎通ヲ防クルトキハ臨時掃除或ハ浚渫ス可シ○第十八條　下水浚ヒ揚ケノ汚泥塵芥等ハ定メアル場所ニ非レハ之ヲ投棄ス可ラス

第四章　罰則

第十九條　本則第三條第四條第五條第六條第七條ヲ犯シタル者ハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス○第二十條　本則第九條第十三條第十七條ヲ犯シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス○第二十一條　本則第八條第十條第十一條第十二條第十四條第十五條第十六條第十八條ヲ犯シタル者ハ五錢以上五十錢以下ノ科料ニ處ス

○警察令第六號參照

明治十二年(一月)甲第四號布達圊構造並尿尿汲取規則

第一條　塵芥又ハ長靴ノ總雪隱ハ左ノ方法ニ準據シテ構造スヘシ、但在來ノ分ハ向後修繕ノ節補理スヘシ、第一項　糞尿溜ハ成ルヘク陶器ヲ用フヘシ若シ陶器ヲ用フル能ハサルモノハ必油樽ヲ用フルカ厚板ヲ以テ堅固ニ之ヲ製スヘシ、第二項　尋常ノ瀉ハ必油樽ヲ用フルカ厚板ヲ以テ決シテ用フヘカラス、第三項　糞壺糞桶ノ周圍ハ板又ハ石粉石灰等ヲ以テ製作シ周邊ヲ高タシ蓋桶ノ樣ニ接スル所ヲ低クシ排泄物ヲシテ桶ハ必ス漆喰ヲ以テ上塗スヘシ○第二條　各自便所ハ家屋新築及修繕等ノ節成ルヘク前項ニ準據シ構造スヘシ○第三條　現在ノ糞桶其構造極メテ粗ナルカ或ハ破壞シテ不潔物ノ漏出スルモノハ成ルヘク速ニ補理ヲ加フヘシ○第四條　街頭便所ハ屋尿蓋ハ石或ハ厚板等ヲ以テ構造シ漏泄ヲ防クヘシ○第五條　糞桶ハ左ノ圖ノ如ク臭氣漏レサル樣製造スルコトアルヘシ○第六條　私有地並街頭便所ハ屋尿汲取方地主又ハ屋役所ニ於テ受貸人ヲ定ノ置クヘシ○第七條　屋尿汲取人汲取方ヲ怠リ屋尿溜滯シ或ハ街頭便所不潔ナル場所アルトキハ何人ニヨラス警察分署ヘ屆出ヘシ、但本條ノ場合ニ於テハ速ニ人夫ヲ出シ屋尿汲取掃除ヲ爲サシメ事柄ニヨリ其費金ヲ徵收スルコトアルヘシ○第八條　糞桶ハ左ノ圖ノ如ク臭氣漏レサル樣製造スヘシ若シ粗造ニシテ臭氣漏泄スルモノハ運搬差止ノ相當ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ○第十條　傳染病流行スルトキハ汲取時間ヲ制限スルコトアルヘシ○第十一條　糞桶ノ場合ニハテハ大小便所共日々石炭酸水亜鉛末等ノ藥品ヲ撒布スヘシ○第十二條　此規則ニ違背シタル者ハ警部ヲ以テ罰セラルヘシ

○變死傷檢視員數

去る一月より三月に至る警視廳警察醫の執行セし檢視數は墮胎四、死兒五、縊死二十四、溺死四十二、窒死一、鎗死一、鈍死一、自傷十二、自傷死十一、被傷百零七、傷毒十、中毒一、中毒死二、偶殺傷二、偶殺傷死四、病死二十、瘋癲病四十、合計二百九十名にして內男二百十一名、女七十九名なり

○軍艦發着

米國軍艦エセックス號は去る六日横濱より神戸に入港

○米國紐育州婚姻法

北米合衆國紐育州知事は此程立法議會に於て可決せし効者の婚姻に關する新法二件を批准し日今之を實施するとなせり今其要領を擧けんに第一の法條は結婚するとを得べき年齡を男子は十八歲、女子は十六歲と定め第二の法條は女子の恥米に依り婚姻の廢棄と許すへき場合を左の如く定めたり

第一　女子ノ年齡、十六歲ニ達セサル以前ニ於テ婚姻ヲ擧行セレハ父、母、後見人又ハ其他女子ニ對シ權力ヲ有セサル者ノ承諾ナクシテ婚姻ヲ擧行セレハ

第二　ブレタル者ノ承諾ナクシテ婚姻ヲ擧行セレハ

第三　結婚後同居セサルハ又ハ女子ノ年齡、十六歲ニ達シタル後、四偶者互ニ此結婚ヲ認可セサルハ

右の二法は紐育州の法制上一の進步たると勿論なりと雖も婚姻をして有効ならしむるがため公正實記の證書を要求するの事なる間は該婚姻は依然不完全たるの譏を免れざるべし

(以上本年四月十四日官報)

雜報

○再會奇緣新聞の媒介　(前號の續き)

前號に約束置きたるワカ女が姉キンへ送りゑる文は左の如し

未だ御目にかゝらず候得共時事新報とやらのお惠みよて多年の苦心空しからず御許樣がこの御在所相分り、實父母達は最早此世に在はさぬ事又姉上の御樣樣御手紙にて詳しく承はり候

別新紙にて

老父ぶんも御申越の證據も一々私の記憶と符合致候事故今はさら〳〵ゑん疑ひも無之儀と奉存候多年の望み相叶ひ候ふは時事新報のゑん惠みとい申まゑかゝる草葉

越後國南蒲原郡見附町灣水忠楙ナル者自分及自分親族ニ關係無之候間貴一自分及自分親族ノ名義ヲ唱ヘ徘徊候共一切取合被下間敷此段廣告候也
越後國南蒲原郡今町新田　清水彦平

伊東武重儀久々病氣此度死去致候
此段同人生前厚知ノ諸君へ御報知申上候也
但來ル十七日午後一時より自宅於淨山寺葬送

田口卯吉
日本商業會議所